

会議録

会議の名称	令和元年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第3回）
開催日	令和2年1月31日（金）
開催時間	午後1時30分 開会・午後3時15分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博 豊川 利江 (2号) 北村 秀和 渡邊 昇子 (3号) 佐々木 操 青木 淳一 (4号) 佐藤 誠 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">10名</p> <p>【市長】</p> <p>小島 卓</p>
欠席者の氏名・欠席者数	<p>(1号) (2号) 牧野 博司 高井 徹 (3号) 松本 利明 矢島 静江 (4号) 永木 栄作</p> <p style="text-align: right;">5名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二 保険年金課 主幹 早津 敦 保険年金課国民健康保険担当主査 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 鈴木 順子 保険年金課国民健康保険担当主査 鬼久保 智子</p>
会議次第	<p>1 開会 2 挨拶 3 議事</p> <p>(1) 令和2年度白岡市国民健康保険特別会計予算について (2) その他</p> <p>ア 令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について イ 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について</p>

	<p>ウ 答申書について（報告）</p> <p>4 閉会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度白岡市国民健康保険特別会計予算 資料1 ・令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書 資料2 ・白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案） 資料3 ・令和2年度以降の国保財政の見通しについて（答申） 資料4
議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会前に本日の会議に傍聴の申し込みがございましたので、御報告いたします。</p> <p>白岡市国民健康保険運営協議会会議運営要領第4条第1項の規定に基づき、1名の方から傍聴の申し込みがあり、同条第2項の規定に基づき会長にお諮りしたところ、傍聴が認められましたことを御報告いたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、小島市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、10名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ここで本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました「会議次第」、「資料1～4」、国民健康保険中央会から提供されました「国保のすがた」及び埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「埼玉の国保」になります。</p>

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第の「3 議事」に移ります。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定によりまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、議題（1）「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計予算について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、令和2年度白岡市国民健康保険特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料1の1ページを御覧ください。</p> <p>令和2年度予算につきましては、歳入歳出予算総額で46億1,286万4千円となりまして、対前年比で1億6,504万7千円、率といたしまして、3.45%の減となる予算を編成いたしました。</p> <p>ページ中ほどの表を御覧ください。国民健康保険被保険者数等の見込みでございます。被保険者数の全体でございますが、県が秋の試算において算出した数値（令和元年度は国保税算定上の人数）を計上しております。</p> <p>なお、被保険者数の退職につきましては、民間で一定期間働いていた方が定年退職などによりまして国民健康保険に加入した場合に医療費を社会保険側で拠出する退職者医療制度の対象者でございます。制度が廃止となった平成26年度以降、経過措置としておりました当該制度の対象者が、令和2年度にはいなくなると想定しております。</p> <p>御覧のとおり、令和元年度と比較いたしますと、被保険者数は減少する見込みでございます。</p> <p>下段の1から4でございますが、当初予算のポイントをまとめております。</p> <p>当市におきましても、被保険者の高齢化や医療技術の進歩により一人当たり医療費が増加する一方で、短時間労働者への被用者保険適用拡大の影響や後期高齢者医療制度への移行が徐々に増えていくことによりまして、被保険者数の減少が続くことから、国民健康保険税の減収となる</p>

と見込んでおり、厳しい財政運営が続くと考えております。

次に、2ページをお開きください。

下の円グラフでございますが、先ほど御説明いたしました令和2年度予算の総額をグラフにしたものでございます。

左側の歳入におきましては、国民健康保険税で19.6%、県支出金で72.6%、この2つで歳入予算の92.2%を占めております。

右側の歳出におきましては、保険給付費で72.2%、国民健康保険事業費納付金で25.0%、この2つで歳出予算の97.2%を占めております。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、予算比較表でございます。

前年度と比較いたしまして大きく変動があった予算科目を中心に説明させていただきます。

まず、歳入の1款 国民健康保険税につきましては、9億216万7千円を計上しております。被保険者の減少によりまして、令和元年度と比較いたしますと、6,128万4千円の減額を見込んでおります。

予算の計上にあたりましては、令和2年度の国民健康保険税の税率等は、現行税率に据え置いたもので算出しております。

また、保険税の収納率につきましては、現年度課税分を「埼玉県国民健康保険運営方針」の目標収納率である93%に設定した予算額を計上しております。

なお、先月24日の国民健康保険運営協議会において、資料1の「今後の見通し」の表に記載いたしました国民健康保険税額との差でございますが、当初予算作成時の最新の調定額と被保険者数で一人当たり調定額を算出したためでございます。

次に、一つ飛びまして、3款 県支出金につきましては、市町村の保険給付費等に必要な費用に対して、都道府県から全額交付されることになりました「国民健康保険保険給付費等交付金」等でございまして、3億5,124万円を計上しております。

これは、埼玉県から示されました交付見込額を計上したものでございます。

4ページを御覧ください。

一番上の5款 繰入金でございます。こちらは、説明にございますように、一般会計からの繰入金、国民健康保険財政調整基金からの繰入金でございまして、3億4,094万8千円を計上しております。

内訳といたしましては、法定繰入金が2億1,735万5千円、法定外繰入金4,140万3千円、基金繰入金が8,219万円でございます。

次の6款 繰越金から7款 諸収入につきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、1款 総務費の一般事務経費につきましては、1,199万3千円を計上しております。

前年度と比較いたしますと、664万円の増となっております。理由といたしましては、会計年度任用職員の任用に係る経費及びマイナンバーカードを被保険者証として利用するためのオンライン資格確認等システム構築などに要する経費を計上したためでございます。

次に2款 保険給付費につきましては、疾病及び負傷に対して給付する医療給付事業の一般分といたしまして、28億8,700万2千円、退職分といたしまして、100万円を計上しております。

こちらは、埼玉県から示されました給付見込額を計上したものでございます。

なお、退職分でございますが、先ほどの歳入の説明におきまして、対象者なしとしておりますが、歳出につきましては、前年度までの診療分の一部と退職振替分として請求されることが想定されているため、計上しているものでございます。

前年度と比較いたしますと、一般分で4,881万3千円、退職分で400万円の減となってございます。

また、他の保険給付費の事業といたしましては、出産育児一時金支給事業、葬祭費支給事業、高額療養費支給事業などがございます。

次に、3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分といたしまして、7億6,969万9千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分といたしまして、2億8,520万7千円、一般・退職の介護納付金分といたしまして、9,654万5千円、合計で11億5,145万1千円を計上しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

5款 財政安定化基金拠出金でございますが、制度改正により埼玉県に創設された基金に対する拠出金でございます。こちらにつきましては、拠出の有無を含め、具体的な額が県から示されておりませんので科目設定のみを行ったものでございます。

上から2つ目の6款 保健事業費につきましては、一番上の特定健康診査等事業でございますが、健診等の受診者、特定保健指導対象者数の増加及び消費税率の変更によりまして増額しているものでございます。

一番下の総合健診診断（いわゆる「人間ドック又は脳ドック」）でございますが、受診者数の増加によりまして増額しているものでございま

	<p>す。</p> <p>次に 7 款 基金積立金から 10 款 予備費までにつきましては、例年どおりの推計を行い、予算を計上したものでございます。</p> <p>最後に 7 ページを御覧ください。国民健康保険財政調整基金の状況でございます。</p> <p>左側が令和元年度末（決算見込み）の残高を約 3 億 5, 275 万円と見込んでおります。</p> <p>そして、令和 2 年度予算編成に当たりましては、8, 219 万円を取り崩しまして、歳入予算に組み入れるものでございます。</p> <p>一番右にございます令和 2 年度末の基金残高は、約 2 億 7, 056 万円になる見込みでございます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	5 款 繰入金について、令和元年度（今年度）の内訳を教えてほしい。
事務局	令和元年度の一般会計繰入金につきましては、法定繰入金が 2 億 3, 477 万 1 千円、法定外繰入金が 5, 972 万 8, 087 円でございまして、いずれも今年度末の見込み額となっております。基金繰入金は、1 億 600 万円を予定しております。
委員	国民健康保険における法定繰入金は、保険税軽減分としての満額を繰入れているのか。
事務局	財政状況が厳しくない限り、満額で繰入れるものでございます。
委員	5 ページの歳出の主な事業について、総務費の総予算が約 3, 000 万円であるのに対し、1, 000 万円の説明しかない。その他の部分の増減はどうなっているのか。
事務局	一番大きな額を掲載しております、総務費は 7 事業でございます。
課長	その他の部分の増減でございますが、令和元年度と比較して 20 万 6 千円の減額となっております。

委員	<p>以前に配布された埼玉県国民健康保険団体連合会の「国民健康保険の概要」の『国保財政の姿』や本日配布された国民健康保険中央会の「国保のすがた」の7ページに『国保財政の現状』を見ると、国及び県が5割を財政負担することになっている。今回の市の当初予算の円グラフを見ると、歳入の県支出金が72.6%であり、歳出の国民健康保険事業費納付金が25%になっている。差し引きすると47.6%になる。平成30年度の決算においては40%であった。50%に満たないことから取り漏れがあるのではないかと思われるがいかがか。</p>
事務局	<p>このイメージは、国と国保財政の責任主体である都道府県との財政の現状であり、市の現状に当てはまるものではございません。</p> <p>また、歳入の確保の観点から公費等の取り漏れはございません。</p>
課長	<p>資料1の2ページの令和2年度予算の状況を御覧ください。</p> <p>歳入の1款の国民健康保険税と及び5款の繰入金の一部が歳出の3款の国民健康保険事業費納付金に対応しております。</p> <p>また、歳入の3款の県支出金が歳出の2款の保険給付費に対応しております。</p>
委員	<p>この図が様々な資料に掲載されていて、国及び県が5割を財政負担することになっている。それと市の現状との間の差異(負担割合が5割に満たないこと)について検証する必要があるとしてもらえればと思います。</p>
委員	<p>平成30年度の歳入歳出決算の国民健康保険税不納欠損額9,800万円であり、国民健康保険税全体の9%になる。これは、毎年、不納欠損額として出てくる。収入と言っておきながら入ってこないものであり、そういう額を予算総額に含めてしまえば常に赤字になるのは当然である。結果として、7ページにある国民健康保険財政調整基金の取崩額に影響が出る。こういうことをやっていると基金が減っていくのは当たり前である。不納欠損額がゼロにならない限り、赤字になるのは間違いないと思うが。</p>
課長	<p>平成30年度の不納欠損額は9%でございます。令和2年度以降の不納欠損額は平成30年度と比較いたしますと徐々に減ってくると思われます。</p>
委員	<p>どうしてそうなるのか。</p>

課長	平成30年度の不納欠損額については、過去の大きな滞納繰越分に対して滞納処分の停止を適正に行った結果でございます。
委員	平成30年度は、複数年にわたる滞納繰越分を不納欠損したため、額が9,800万円と大きくなつた。年度単位で見ると大きくはならないということでおいいのか。令和2年度予算における不納欠損額はいくらを見込んでいるのか。
課長	<p>過去の滞納繰越分を不納欠損したことによりまして、現年度以降の納税がされると期待している。現年度課税分がすぐに不納欠損となることはあまりない。このようなことから令和2年度以降の不納欠損額は大きくならないであろうと見込んでいる。</p> <p>財産調査等した結果で滞納処分の停止をしているため、徴収率でお示しすることになる。</p>
事務局	<p>平成30年度の不納欠損額である9,800万円は全額が時効消滅ではございません。滞納処分の停止の要件である滞納処分ができる財産がないとき、滞納者の生活を著しく窮迫させるとき、滞納者の所在と財産がともに不明なときに税法の規定に基づく滞納処分の停止をしております。</p> <p>なお、滞納繰越分が大部分を占めております。</p> <p>今後の生活再建と現年度以降の納税期待の観点から不納欠損処理しているものでございます。</p>
委員	逃げ得ということか。
課長	何もしないで帳消ししているのではございません。滞納者の財産調査等をした上で、不納欠損処理をしている。時効が到達したから、少額分納しているからという理由で不納欠損しているものではございません。
委員	前回は複数年の滞納繰越分を含めて9,800万円が不納欠損されたということですね。単年度分ではないと聞いたので安心しました。
委員	5ページの歳出の1款の総務費の予算額が大幅に増なつてあるが、マイナンバー対応に関して詳しく解説をお願いしたい。
事務局	オンライン資格確認等システムの導入につきましては、医療機関等がマイナンバーカードによる資格確認するものでございます。被保険者側

	<p>はマイナンバーカードに被保険者証の機能を持たせ一元化させること、一方で行政・医療機関側は医療機関等から正しい保険者へのレセプトの振り分けがされることによって、審査支払が円滑に行われるという利点があります。</p> <p>また、社会保険加入等によって国保資格のない被保険者証を利用して受けた医療費（不当利得）が減少すると考えられております。</p>
委員	<p>6ページの保健事業費の特定健康診査等事業に大きな額が計上されているが、どのような事業をしているのか。</p>
事務局	<p>主な歳出としては委託料になります。増額の理由としては、消費税率の変更によるものでございます。</p> <p>特定健康診査の受診者数の増加に伴う特定保健指導対象者数が増加していることから予算が増額となっております。</p> <p>また、AIを活用した受診勧奨のための委託内容が変更になったことによる増額がございます。</p>
委員	<p>市民といたしましては、特定健診受診後にボールペンをいただいている。受診促進の案内が2回にわたり郵送で届いている。そこまで必要なのかと思うが。</p>
事務局	<p>特定健診の受診率を向上させる目的で実施しているが、国民健康保険税に反映される公費等の獲得のための実施項目にもなっている。</p> <p>被保険者から受診勧奨通知は必要ないとの意見もいただいているが、医療費抑制の観点からも引き続き実施する予定でございます。</p>
委員	<p>医療費適正化事業は、歳出のどの項目になるのか。</p> <p>市は次年度に予定している医療費適正化の取組みを今年度との違いを含めて教えていただきたい。</p>
事務局	<p>6款の保健事業費において、医療費適正化事業による診療報酬明細書の点検、医療費通知事業による医療費通知やジェネリック医薬品利用差額通知を発送しております。</p> <p>来年度の新規事業はございませんが、AIを活用した受診勧奨のための委託内容や県が実施している糖尿病性腎症重症化予防事業の内容が変更になっております。</p>
課長	補足いたしますと、医療費適正化事業でございますが、一つはレセプ

	<p>ト点検事業でございます。レセプトを点検し、再審査請求をするものでございます。二つ目は、医療費通知事業でございます。2か月ごとに被保険者に医療費の中身がわかるよう通知しております。</p>
事務局	<p>薬剤師会と連携して実施している残薬解消の取組みについて紹介させていただきます。</p> <p>飲み残しや飲み忘れた残薬を薬袋に入れたまま、処方箋と一緒に調剤薬局に持参していただき、薬剤師が残薬を整理し、種類や量を調べて使用可能な薬であるかを確認します。使用可能な薬があれば処方医に連絡し、了承が得られた場合に残薬を再利用し、薬代を節約するものでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計予算について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。 ありがとうございました。</p>
	<p>次に、議題（2）その他</p> <p>「令和元年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2を1枚めくっていただき、2ページを御覧ください。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,910万8千円を追加し、予算総額をそれぞれ52億5,522万円とするものでございます。</p> <p>はじめに歳出について御説明させていただきますので、4ページの中ほどを御覧ください。</p> <p>1款 総務費につきましては、臨時職員の賃金などの増額でございます。</p>

2款 保険給付費につきましては、事業実績に伴い、不用額が見込まれる分を減額するものでございます。

6款 保健事業費につきましては、主に執行見込みがついた事業の減額を行うものでございます。

次に5ページに移りまして、7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金の積立金利子分を増額するものでございます。

9款 諸支出金につきましては、第1回の運営協議会で増額補正の御説明をさせていただいておりますが、昨年度、埼玉県からいただいております普通保険給付費等交付金に係る返還金の返還額が確定したことから、減額等をするものでございます。

10款 予備費につきましては、不足の事態等への備えといたしまして、保険給付費支払額の概ね1か月相当分を計上させていただくものでございます。

次に歳入について説明させていただきますので3ページにお戻りください。

1款 国民健康保険税につきましては、退職被保険者等の対象者数が見込みよりも減少したことから、収入見込額に合わせて減額するものでございます。

2款 国庫支出金につきましては、第2回の運営協議会で御説明させていただきました、マイナンバーカードを被保険者証として利用可能とするための改修費用等の増額分に対しまして、国庫補助金の交付決定内容が確定しましたことから、補助相当額を計上するものでございます。

3款 県支出金につきましては、保険給付費と対になっておりますことから、先程説明させていただきました、歳出予算の2款保険給付費の減額に伴い、同額を減額するものでございます。

4款 財産収入につきましては、国民健康保険財政調整基金の積立金利子に合わせて増額するものでございます。

次に4ページをお開き願います。

5款 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と国民健康保険財政調整基金の一部取崩しによる繰入金の補正となります。一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の増額及び令和元年度当初予算において、未計上となっていました、地方単独事業波及増分を、改めて計上させていただくことに伴う増額でございます。

また、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、取崩し額を圧縮することが可能となりましたので、減額を行うものでございます。なお、これらの相殺により、繰入金全体としては増額となるものでございます。

7款 諸収入につきましては、国民健康保険税延滞金等、収入実績に

	<p>合わせて増額を行うものでございます。</p> <p>以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>7款の諸収入で国民健康保険税延滞金等と説明があったが、2,500万円もあるのか。</p>
事務局	<p>国民健康保険税延滞金の他に不当利得返還金がございます。</p>
委員	<p>延滞金はいくらか。</p>
事務局	<p>1年間の延滞金を1,300万円で見込んでおります。当初予算を800万円としておりましたので、500万円を増額補正するものでございます。</p>
委員	<p>2款の国庫支出金で「オンライン資格確認等システム改修の国庫補助金が確定したので。」と説明があった。令和2年度の当初予算にも計上されていたが、システム改修費の予算規模はどのくらいか。</p> <p>当市の1割に満たないであろうマイナンバーカードの普及率から考えると、多額の費用をかけてシステム改修するのであれば、他の保険者の改修結果を踏まえ、後から改修した方が良いソフトが開発されるのではないか。</p>
事務局	<p>オンライン資格確認等システム改修は2年間で対応することになります。令和元年度の改修費が858万円、令和2年度が369万円、合計で1,200万円以上の費用となります。</p> <p>なお、このシステム改修は、すべての保険者が対象になるため、改修時期は同じになります。</p>
委員	<p>国庫補助金となるのか。</p>
事務局	<p>全額補助される予定であります。</p>
委員	<p>全額補助されるのならば問題はない。</p>

議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」御説明いたします。資料3を御覧ください。</p> <p>この資料3につきましては、年度内に政令が公布される予定でございまして、地方自治法の規定による「長の専決処分」後の次の議会に報告し、承認を得ることを想定して作成しております。</p> <p>自民、公明両党は、令和元年12月12日、令和2年度の与党税制改正大綱を決定いたしました。同年度の国保税では、課税限度額に達する世帯の割合を1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールの下、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直しする地方税法施行令が年度内に改正される予定でございます。</p> <p>資料2の改正の概要を御覧ください。</p> <p>改正の概要の1つ目でございますが、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を61万円から2万円引き上げて63万円とし、介護納付金分に係る課税限度額を16万円から1万円引上げて17万円とするものでございます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金の合計額を96万円から99万円とするものでございます。</p> <p>改正の概要の2つ目は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を引き上げるものでございます。</p> <p>5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を28万円から28万5千円に引き上げるものでございます。</p> <p>また、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

	<p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、3点目の「答申書について」事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料4を御覧ください。</p> <p>「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」の答申書につきまして、今月16日に市長室におきまして、佐々木会長から市長に提出していただきました。資料4が答申書の写しと議事録でございます。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
	<p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>他に事務局から何かございますか。</p>
課長	<p>先週の1月23日に白岡市議会全員協議会が開催されました。その場におきまして、12月の国民健康保険運営協議会で御審議いただきました「令和2年度以降の国保財政の見通しについて」に基づき、国民健康保険事業費納付金の算定に基づく今後の方向性について説明させていただきました。</p> <p>その中で議員から「被保険者の子どもに係る均等割保険税の軽減について、実施している市町村があるので、当市も将来的に軽減について検討してはどうか。」との意見がございました。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
	<p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願ひします。</p> <p>これ以外で質疑、意見等はございますか。</p>
	<p>それでは、特ないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に深く感謝を申し上げまして、議長の役を降ろ</p>

	させていただきます。どうもありがとうございました。
部長	佐々木会長ありがとうございました。 また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。 これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。	
令和 2 年 2 月 28 日	
(議長 (委員長・会長) その他これに準ずる者の署名)	
会長	<u>佐々木 樹</u>